

第 2 編 ごみ処理編



第1章 ごみ処理の現状と課題

1-1 ごみ処理の現状

(1) ごみの分別区分

本市では、平成16年度から分別区分の大幅な見直しを行い、11種15分別による分別を開始しましたが、使用済小型家電リサイクル法の施行に伴い、平成26年1月からは12種16分別による分別に変更しました。現在のごみの分別区分は、次のとおりです。

No.	分別区分		主なもの
①	資源物 (7種11分別)	資源プラスチック	識別マークの付いたプラスチック製の容器や包装物
②		資源ペットボトル	飲料、酒類、しょう油、みりんなど
③		資源カン	飲料、缶詰、スプレー缶などのスチール・アルミ缶
④		資源ビン	飲料用のビン、化粧品のビン（乳白色は除く。）
⑤		資源紙	雑誌（雑がみ）
⑥			新聞
⑦			ダンボール
⑧			紙パック
⑨		資源布	古着
⑩			古布
⑪		使用済小型家電	指定16品目 ※9
⑫	ごみ (5種5分別)	燃やせるごみ	生ごみ、資源物以外の紙・布くず、木片・小枝、革製品など
⑬		燃やさないごみ	資源物以外のプラスチック製品、金物類、ガラス類、せともの類
⑭		粗大ごみ	原則、一辺が60cm以上のもので品目ごとに定めたもの
⑮		廃乾電池・ライター	乾電池、ライター
⑯		蛍光管類	蛍光管、蛍光電球、体温計（水銀使用）

※9 本市では、携帯電話・PHS、電話機、電子辞書、ETC搭載ユニット、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー（フラッシュメモリー・HDD）、CD・MDプレーヤー、VICSユニット（電気コード類含む）、IC・テープレコーダーの16品目を対象としています。

(2) 指定ごみ・資源物収集袋

本市では、平成16年度から分別区分の大幅な見直しに伴い、指定収集袋を導入しています。

指定袋は販売登録店で販売しており、種類は次のとおりです。

種類	色	容量(単位:ℓ)
燃やせるごみ	赤(半透明)	10、20、30、45
燃やさないごみ	青(半透明)	20、30、45
資源物	黄(半透明)	20、30、45

参考：燃やせるごみ及び資源物については、事業者用として坂戸市商工会において90リットルサイズの認定指定袋を作成し、販売しています。

(3) 家庭系ごみの排出方法

家庭系ごみは、市内2,424か所(令和元年度現在)に設置された集積所及び拠点専用集積場所への搬出、ごみ処理施設への直接搬入等により排出することとなっています。

区分別の排出方法は、次のとおりです。

区 分		排出時間	排出方法(指定袋)
ごみ	燃やせるごみ	午前8時30分まで	燃やせるごみ収集袋(赤)
	燃やさないごみ	午前8時30分まで	燃やさないごみ収集袋(青)
	粗大ごみ	指定時間	事前予約による有料の戸別収集※10 又は東清掃センターに自己搬入
	廃乾電池・ライター	午前8時30分まで	資源物収集袋の外袋(黄)※11
	蛍光灯類	午前8時30分まで	購入時のケース又は新聞紙に包み排出
資源物	資源プラスチック	午前8時30分まで	資源物収集袋(黄)
	資源カン・ビン	午前8時30分まで	資源物収集袋(黄)
	資源ペットボトル	午前8時30分まで	資源物収集袋(黄)
	資源紙 (新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙バック)	午前8時30分まで	分別項目ごとにひも等で束ねて排出 ※12
	資源布	午前8時30分まで	資源物収集袋(黄)
	使用済小型家電	施設の開館時間に準じる。	拠点専用集積所 ※13

【自己搬入する際の手数料】

50kgまでは無料。50kgを超える分は10kgにつき100円を加算。ただし、資源紙及び資源布は無料となります。

【粗大ごみの事前予約による有料戸別収集に係る手数料】

品目ごとに受け入れられる種類と金額(200円～1,500円)が設定されています。

※10 粗大ごみ戸別収集予約センター(委託)により、電話予約による有料戸別収集を実施しています。

※11 以前は、市が作成・無料配布した専用の収集袋(緑)を使用していましたが、現在は資源物収集袋の外袋を使用することとなっています。

※12 資源紙のうち雑がみについては、紙袋、封筒等にまとめて、ひもでしばって排出することも可能です。

※13 使用済小型家電については、公民館などの屋内に専用の回収ボックスを設置し、回収しています。

(4) 家庭系ごみの収集・運搬

市内を4地区に分けた収集区域を設定し、次のとおり収集・運搬を行っています。

また、集積所への排出が困難な高齢者及び障害者に対して、ふれあい収集※14として戸別収集を実施しています。

区 分		収集頻度	収集形態	収集方法
ごみ	燃やせるごみ	週2回	委託	ステーション方式 ※15
	燃やさないごみ	月2回又は隔週1回	委託	ステーション方式
	粗大ごみ	指定時間	直営	事前予約による有料の戸別収集又は東清掃センターに自己搬入
	廃乾電池・ライター	週1回	委託	ステーション方式
	蛍光灯類	月2回	委託	ステーション方式
資源物	資源プラスチック	週1回	委託	ステーション方式
	資源カン・ビン	隔週1回	委託	ステーション方式
	資源ペットボトル	隔週1回	委託	ステーション方式
	資源紙・資源布	月2回	委託	ステーション方式
	使用済小型家電	随時	直営	拠点方式

【参考：ふれあい収集の実施状況】

区 分		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
高 齢 者	利用者数	171	179	194	197	216
	利用回数	6,574	6,917	7,457	7,160	7,596
障 害 者	利用者数	8	8	11	10	8
	利用回数	311	403	481	448	396

(5) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の収集・運搬

事業系ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しており、事業者から排出される一般廃棄物については、家庭系ごみと同様に分別されたごみ・資源物に限り、指定袋又は認定指定袋を利用することを基本に有料で受け入れています。

収集・運搬に際しては、一般廃棄物収集・運搬許可業者へ処理を依頼するか事業者が直接施設へ搬入することとしており、多量に排出する事業者に対しては事前に相談するよう指導しています。

《事業系一般廃棄物の処理手数料》

10kg 当たり	240 円
----------	-------

※14 平成17年度から集積所にごみを排出することが困難な高齢者及び障害者を認定し、粗大ごみを除いたごみの戸別収集（週に1回）を実施しています。

※15 各地区に設置されたごみ・資源物集積所に排出されたごみや資源物を回収する方式です。

(6) 適正処理困難物

市で処理することが困難なもの（適正処理困難物）については、「坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第19条に該当する排出禁止物として取り扱うこととします。

また、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「資源有効利用促進法」及び業界による自主回収・リサイクル制度に該当する品目等については、それぞれの手法によるリサイクルを行うよう指導しています。

(7) 処理・処分体制

収集し、及び施設に直接搬入されたごみ・資源物については、焼却・破碎・選別などの中間処理をした後、最終処分（埋立）を行っています。

処理の流れは、フローチャート（P21 参照）において示します。

① 中間処理

燃やせるごみは、西清掃センターの焼却施設で焼却しています。燃やさないごみ及び粗大ごみは、東清掃センターの粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理され、鉄・アルミを資源化しています。資源物は、東清掃センター（一部、西清掃センター）へ搬入し、一時保管後、委託業者により選別し、資源化しています。

② 最終処分

東清掃センターの粗大ごみ処理施設から発生する不燃残渣及び委託による資源カン・ビンの間処理（選別）の過程で発生する不燃残渣をサツキクリーンセンターで埋立処分しています。

【参考：ごみ処理の広域化について】

ごみ処理の広域化については、環境省により示されたごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）の中で広域的取組の推進を示しており、「適正な循環利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の地方公共団体及び民間事業者との連携等による広域的な取組を図るもの」としています。

この中で、「再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、焼却処理を選択している場合にはごみ処理施設の集約化による全連続炉化や大規模化等により更に効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。」としています。

また、環境省から平成31年3月に各都道府県あてに通知された、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」の中では、広域化・集約化の必要性について示されており、「都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。」とされ、「2021年度末を目途に広域化・集約化計画の策定を目指すこと。」とされています。

(8) ごみ処理施設の状況

① 中間処理施設

本市は、中間処理施設として「ごみ焼却施設」、「粗大ごみ処理施設」、「ストックヤード（一時保管施設）」、「廃プラスチック減容化施設」を有しています。

ア ごみ焼却施設

現在、西清掃センターが稼働しており、東清掃センター焼却施設については、ごみ減量の成果により平成18年度から休止しています。

また、西清掃センターについては、施設稼働から20年が経過し、全体的な設備の損傷と経年劣化による老朽化が進んでいたことから、平成26年9月25日から平成29年3月24日までを工期とし、焼却施設基幹的設備改良工事を実施しました。この工事により施設の機能回復（灰溶融炉を除く。※16）を行い、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。

■ 東清掃センターごみ焼却施設の概要

項 目	内 容
施設名称	坂戸市東清掃センター
施設所管	坂戸市
所 在 地	坂戸市大字赤尾 2292 番地
竣工年月	昭和 62 年 3 月
処理能力	70t/24h (35t/24h×2 炉) ストーカ方式
敷地面積	29,049 m ²
主な経過	S62.3 焼却施設を建設 (70t/16h)
	H14.3 焼却施設ダイオキシン対策整備工事完了 (70t/16h→70t/24h)
	H17.4 焼却施設の 1 炉を休止
	H18.4 焼却施設の完全休止

■ 西清掃センターごみ焼却施設の概要

項 目	内 容
施設名称	坂戸市西清掃センター
施設所管	坂戸市
所 在 地	坂戸市につさい花みず木一丁目 5 番地
竣工年月	平成 6 年 7 月
処理能力	80t/24h (40t/24h×2 炉) ストーカ方式
敷地面積	10,000 m ²
主な経過	H6.7 焼却施設 (80t/24h) 及び灰溶融炉 (9.6t/24h) を建設
	H14.4 焼却灰をセメント原料として資源化を開始 同時に西清掃センターの灰溶融炉を休止
	H26.9～H29.3 基幹的設備改良工事を実施
	余剰蒸気を利用した小型蒸気発電機 (最大出力 160kWh) を設置

※16 灰溶融炉は、焼却灰等を高温で溶かし（無害化し）、ガラス粒状のスラグにする設備ですが、現在、焼却灰等はセメント原料として資源化していることから、西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事では灰溶融炉の機能回復はしていません。

イ 東清掃センター粗大ごみ処理施設

収集された粗大ごみ及び燃やさないごみを破碎・選別処理するための粗大ごみ処理施設を有しています。

■ 東清掃センター 粗大ごみ処理施設の概要

項 目	内 容
施設名称	坂戸市東清掃センター 粗大ごみ処理施設
施設所管	坂戸市
所 在 地	坂戸市大字赤尾 2292 番地
竣工年月	昭和 57 年 3 月
処理能力	40t/5h
処理方式	複合圧縮剪断方式

ウ スtockヤード（一時保管施設）

東清掃センター内に、資源プラスチック、資源カン、資源ビン、資源ペットボトル、資源紙、資源布及び蛍光管類のストックヤードを設け、収集後一時保管し、その後業者委託により選別を行い資源化及び再生利用を推進しています。

エ 廃プラスチック減容化施設

東清掃センター内に廃プラスチック減容化施設※17を有していますが、平成 16 年 4 月から資源プラスチックの収集を開始したと合わせ、施設を休止しています。

② 最終処分場

最終処分場としてサツキクリーンセンターを有しており、東清掃センター粗大ごみ処理施設から発生する不燃残渣及び委託による資源カン・ビンの中間処理（選別）の過程で発生する不燃残渣を埋立処分しています。

また、ごみの減量や焼却灰のセメント原料化等による埋立量の減少に伴い、埋立期間の延長が図られています。

■ サツキクリーンセンター（最終処分場）の概要

項 目	内 容
施設名称	坂戸市サツキクリーンセンター
施設所管	坂戸市
所 在 地	坂戸市大字紺屋 1629 番地 1
竣工年月	平成 5 年 3 月
埋立期間	令和 14 年 5 月
敷地面積	82,789 m ²
埋立面積	36,200 m ²
埋立容量	205,082 m ³
残余容量	106,760 m ³ （令和元年度末現在）
埋立方法	準好気性埋立
埋立対象物	焼却灰の溶融化物及び不燃残渣等

※17 廃プラスチックなどの高分子系廃棄物を油圧プレス機により強力に圧縮固化し、スチールバンドで梱包処理するまでを自動で行う減容化のための施設です。

《ごみ処理施設の設置状況》

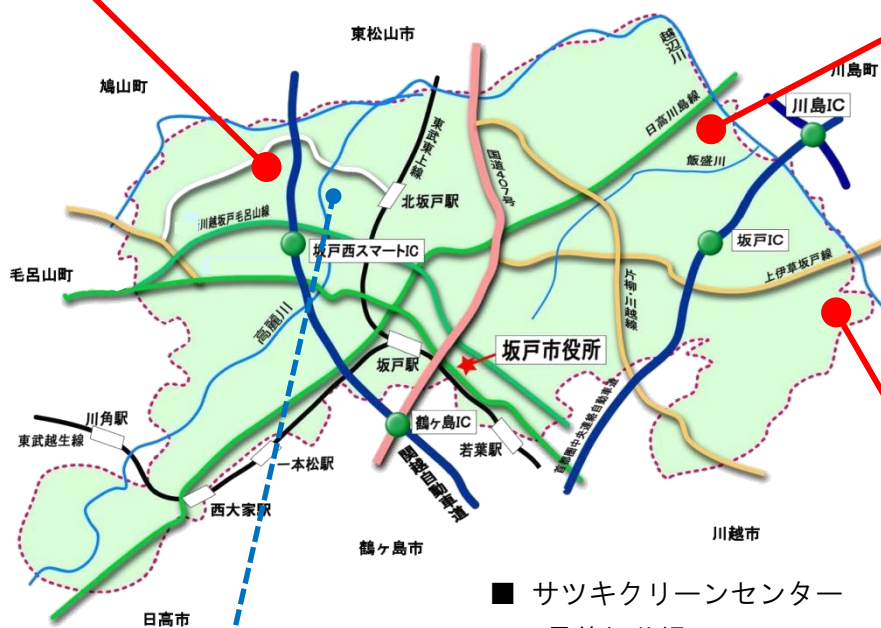
■ 西清掃センター

- ・ ごみ焼却施設



■ 東清掃センター

- ・ 粗大ごみ処理施設
- ・ スtockヤード ※ 一時保管施設
- ・ 廃プラスチック減容化施設（休止）
- ・ ごみ焼却施設（完全休止）



■ サツキクリーンセンター

- ・ 最終処分場



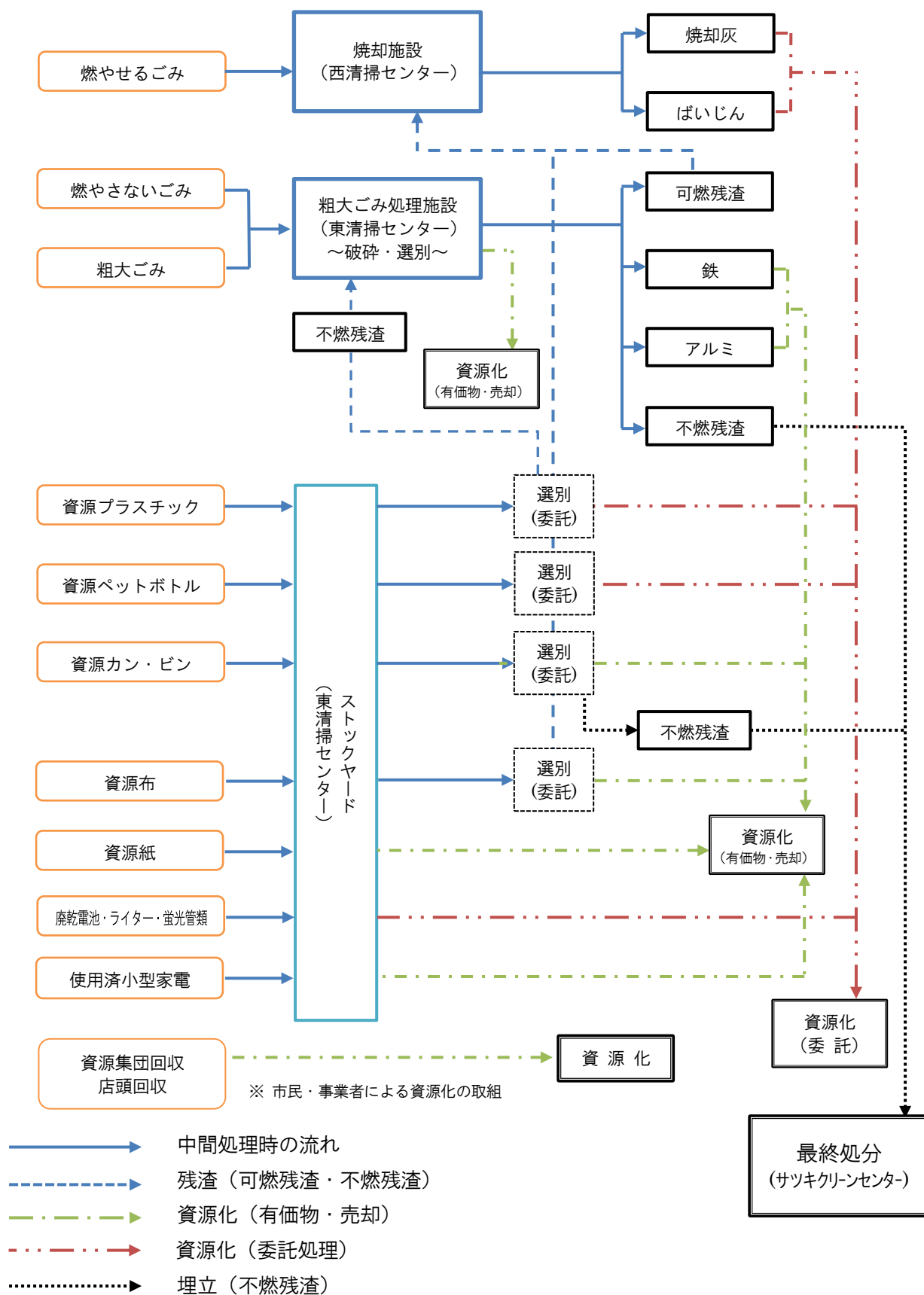
□ 環境学館いずみ

- ・ 環境学習施設



(9) こみ処理フロー

本市のごみ処理の流れをここに示します。



(10) ごみ排出量の推移

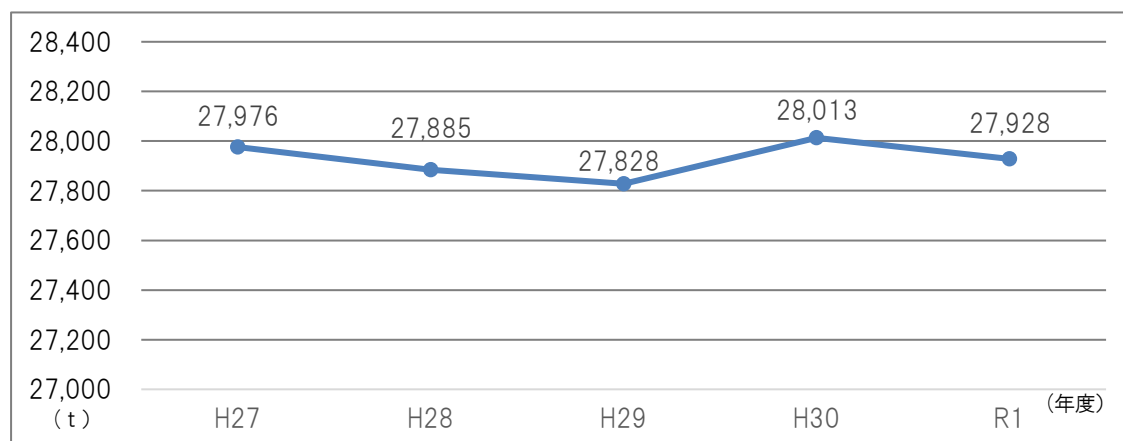
過去5年間のごみ排出量の推移は、以下のとおりです。

(単位：t)

年度 区分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
ごみ	燃やせるごみ	20,029	20,288	20,339	20,472	20,284
	燃やさないごみ	1,538	1,439	1,466	1,512	1,583
	粗大ごみ	1,358	1,295	1,203	1,262	1,277
	廃乾電池・ライター・蛍光管類	33	34	35	31	32
資源物	資源プラスチック	1,487	1,499	1,513	1,521	1,530
	資源カン・ビン	995	941	966	912	868
	資源ペットボトル	342	338	345	359	344
	資源紙	1,885	1,734	1,653	1,634	1,707
	資源布	253	249	251	255	278
	使用済小型家電	56	68	57	55	25
排出量合計		27,976	27,885	27,828	28,013	27,928
	家庭系	22,864	22,651	22,612	22,768	22,769
	事業系	5,112	5,234	5,216	5,245	5,159
1人1日当り (g)		754	753	751	758	754

※災害廃棄物を含まない。

■ 排出量合計の推移



※参考 令和元年度 令和元年台風第19号による災害ごみ排出量

災害廃棄物 (単位：t)

燃やせるごみ・木製家具・畳	594
燃やさないごみ・粗大ごみ	216
稲わら	224
その他	42
計	1,076

① 家庭系ごみの区分別排出量

過去 5 年間の家庭系ごみの区分別排出量は、以下のとおりです。

(単位：t)

年度 区分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
ごみ	燃やせるごみ	15,257	15,323	15,362	15,431	15,327
	燃やさないごみ	1,505	1,409	1,437	1,483	1,559
	粗大ごみ	1,176	1,190	1,135	1,200	1,212
	廃乾電池・ライター・蛍光管類	33	34	35	31	32
	小計（ごみ）	17,971	17,956	17,969	18,145	18,130
資源物	資源プラスチック	1,421	1,425	1,423	1,438	1,444
	資源カン・ビン	956	900	932	894	855
	資源ペットボトル	336	332	337	352	338
	資源紙	1,871	1,721	1,643	1,629	1,699
	資源布	253	249	251	255	278
	使用済小型家電	56	68	57	55	25
	小計（資源物）	4,893	4,695	4,643	4,623	4,639
家庭系ごみ合計		22,864	22,651	22,612	22,768	22,769

② 事業系ごみの区分別排出量

過去 5 年間の事業系ごみの区分別排出量は、以下のとおりです。

(単位：t)

年度 区分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
ごみ	燃やせるごみ	4,772	4,965	4,977	5,041	4,957
	燃やさないごみ	33	30	29	29	24
	粗大ごみ	182	105	68	62	65
	小計（ごみ）	4,987	5,100	5,074	5,132	5,046
資源物	資源プラスチック	66	74	90	83	86
	資源カン・ビン	39	41	34	18	13
	資源ペットボトル	6	6	8	7	6
	資源紙	14	13	10	5	8
	小計（資源物）	125	134	142	113	113
事業系ごみ合計		5,112	5,234	5,216	5,245	5,159

② ごみ質分析(組成分析※18)の結果

本市では毎月1回、燃やせるごみのごみ質分析を行っています。

ごみ質分析は乾燥した重量の比率を計測するものであり、排出段階(湿重量)の割合とは異なることから、環境省により参考として示されている計算式※19を活用し、ごみの排出段階の推計値を算出しています。

過去5年間のごみ質分析の結果と排出段階の割合の推計値は、以下のとおりです。

ア 組成分析の結果

(単位：％)

区分 \ 年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
紙・布類	54.9	49.3	52.0	52.3	49.9
ビニール・合成樹脂・ゴム類	21.2	19.7	19.4	21.6	23.9
木・竹・ワラ類	5.5	18.3	11.3	8.6	9.4
厨芥類	15.0	9.1	13.6	12.8	12.2
不燃物類	0.7	1.0	0.8	1.3	1.7
その他	2.7	2.6	2.9	3.4	2.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 排出段階の割合の推計値

(単位：％)

区分 \ 年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
紙・布類	34.7	34.8	33.4	34.4	33.3
ビニール・合成樹脂・ゴム類	12.6	13.0	11.7	13.3	15.0
木・竹・ワラ類	5.0	18.5	10.4	8.1	9.0
厨芥類	44.2	29.6	40.6	39.1	37.9
不燃物類	0.4	0.7	0.5	0.9	1.2
その他	3.1	3.4	3.4	4.2	3.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※18 旧厚生省から示された方法によりごみ質の分析を行っており、収集されたピット内のごみを十分混合したのち一定の量を採用し、項目ごとの重量及び割合を計測しています。

※19 乾燥重量の比率を個別品目ごとに設定された水分量で補足し、湿重量割合の推計値を計算します。

(11) リサイクルの状況

資源物として収集・搬入されたもの及び中間処理（焼却、破碎・選別など）により発生した資源物をリサイクルしています。

過去5年間のリサイクルの推移は、以下のとおりです。

(単位：t)

区分 \ 年度		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
総排出量		28,899	28,681	28,556	28,676	27,928
総資源化量		8,555	8,263	8,200	8,047	7,536
直接資源化	資源プラスチック	1,426	1,456	1,451	1,453	1,455
	資源カン・ビン	775	763	794	742	695
	資源ペットボトル	317	315	319	335	321
	資源紙	1,885	1,734	1,653	1,634	1,707
	資源布	245	242	241	248	268
	使用済小型家電	56	68	57	55	25
	小 計	4,704	4,578	4,515	4,467	4,471
再生利用	鉄・アルミ	512	475	467	446	480
	回収有価物 ※20	100	86	86	93	74
	布団	2	1	1	2	2
	廃乾電池・ライター・蛍光管類	33	34	35	31	32
	焼却灰 ※21	1,731	1,727	1,961	1,918	2,031
	ばいじん（飛灰）※21	550	566	407	427	446
	小 計	2,928	2,889	2,957	2,917	3,065
資源集団回収		923	796	728	663	—
リサイクル率 (%)		29.6	28.8	28.7	28.1	27.0



〔市内小中学校でのリサイクル製品の展示〕

※20 燃やさないごみ、粗大ごみとして回収されたものの中で、有価で取引できるものを売却しています。

※21 焼却処理において発生した焼却灰及びばいじんを、委託業者によりセメント原料及び人工砂として資源化しています。

(12) 市民及び事業者との連携による取組の状況

① 資源集団回収

資源集団回収事業報償金は、昭和61年4月に開始し、資源の再利用を推進し、ごみの減量化と生活環境の保全を図ることを目的として、協力団体に対し、回収実績に応じた報償金を支出してきました。その後、家庭における資源の分別が広く浸透し、集積所での行政回収体制が整備され、所期の目的は達成されたものとして、平成30年度を最後に報償金事業は廃止となりました。現在は、地域やPTA等の団体により、独自に実施されています。

区分 \ 年度	平成27	平成28	平成29	平成30
登録団体数（年度末時点）	59	56	56	58
延べ実施回数（回）	225	203	202	211
回収量（t）	923	796	729	663
古紙類（t）	905	780	714	651
古布類（t）	6	6	5	4
金物類（t）	9	8	8	7
生びん（千本）	5	4	3	2
報償金単価（円/kg・本）	2	2	2	2
報償金額（千円）	1,849	1,594	1,460	1,328

② 家庭用生ごみ処理器等の購入状況

生ごみ処理器及び電気式等生ごみ処理機を購入する市民に対し、補助金を交付しています。補助額及び過去5年間の補助実績は、以下のとおりです。

■ 補助額

区 分	補 助 額
生ごみ処理器（コンポスト型、EM型）	購入費の1/2以内で限度額7,000円
電気式等生ごみ処理機	購入費の1/2以内で限度額20,000円

■ 補助実績

年度 区分		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
コンポスト型	補助数（基）	23	21	19	18	16
	補助額（円）	112,020	95,930	74,890	54,290	52,690
E M型	補助数（基）	22	22	16	16	19
	補助額（円）	32,340	32,340	23,110	23,520	28,050
電気式等	補助数（基）	13	15	20	9	14
	補助額（円）	245,950	293,040	391,300	161,940	206,260
合計	補助数（基）	58	58	55	43	49
	補助額（円）	390,310	421,310	489,300	239,750	287,000

③ せん定枝チップ機の貸出し状況

自宅等でせん定した枝をチップ化するための機械（大型・中型・小型）の無料貸出しを行っています。チップ化された木屑は、ごみとして排出せず、敷地内への散布により資源化を図っています。

過去5年間の利用状況（資源化状況）は、以下のとおりです。

区 分	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
利用件数	88	95	90	106	102
資源化されたせん定枝 (kg)	11,044	12,873	10,002	12,569	10,317

※ 資源化されたせん定枝の量は、利用者からの報告に基づく数量の合計です。

④ エコショップ認定制度

本市では、環境への取組を積極的に行っている店舗をエコショップとして認定し、事業者と連携したごみの分別・減量への取組を進めています。

エコショップとしての取組項目及び認定数は、以下のとおりです。

■ 認定項目（以下の項目のうち1つでも該当すれば認定）

① ごみ減量の推進
② 簡易包装の推進
③ 環境配慮商品の販売
④ 環境配慮商品の利用
⑤ 省エネルギー製品の利用
⑥ ごみ・資源物分別の徹底
⑦ リサイクルの推進
⑧ 再生紙の利用
⑨ 従業員への環境教育の実施
⑩ その他

■ 認定数（令和元年度現在）

57 店舗

〔チップ機（大）〕



(13) 最終処分量及び埋立状況

最終処分場（サツキクリーンセンター）での、過去5年間の最終処分量及び埋立状況は、以下のとおりです。

（単位：m³）

区分 \ 年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
破碎残渣	996	956	919	902	956
覆土	744	714	15,137	0	0
埋立量合計	1,740	1,670	16,056	902	956
埋立量累計	58,304	59,974	96,464	97,366	98,322
埋立率（％）	28.4	29.2	47.0	47.5	48.0
残余容量	146,778	145,108	108,618	107,716	106,760

※ 埋立容量（205,082 m³）

※ 平成 29 年度にサツキクリーンセンター精密機能検査を実施し、最終処分場の現地測量を実施し、残余容量を確定しました。また、埋立地内の使用可能な覆土容量（15,137.55 m³）が確定し、この覆土を埋立に使用しているため、平成 30 年度以降の覆土量は 0t（0 m³）とします。

(14) ごみ処理経費の状況

ごみの処理に係る経費※22 について、過去5年間の推移は、以下のとおりです。

（単位：千円）

区分 \ 年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
処理人口（人）	101,310	101,513	101,457	101,227	101,138
収集量（t）	27,976	27,885	27,828	28,013	27,928
ごみ処理経費	1,520,487	1,442,879	1,400,642	1,412,606	1,454,828
収集運搬費	379,150	382,417	422,332	420,818	434,064
中間処理費	1,031,094	935,882	833,027	845,414	865,311
最終処分費	110,243	124,580	145,283	146,374	155,453
1 日当たりの経費	4,154	3,953	3,837	3,870	3,975
1 人当たりの経費（円）	15,008	14,214	13,805	13,955	14,385
1 トン当たりの経費（円）	54,350	51,744	50,332	50,427	52,092

※22 収集・運搬、中間処理、最終処分にかかる、委託料、人件費、光熱水費、修繕料などのごみ処理全般に係る経費です。

(15) ごみ発生量及び処理量の実績（まとめ）

本市の過去5年間のごみ発生量及び処理量の推移は、以下のとおりです。

区分		年度	実 績				
			平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
計画収集人口（人）			101,310	101,513	101,457	101,227	101,138
家庭系 ごみ	1人1日当たり排出量（g/人・日）		617	611	611	616	615
	ごみ	燃やせるごみ	411	414	415	418	414
		燃やさないごみ	41	38	39	40	42
		粗大ごみ	32	32	31	32	33
		廃乾電池・ライター・蛍光管類	1	1	1	1	1
	資源物	資源プラスチック	38	38	38	39	39
		資源カン・ビン	26	24	25	24	23
		資源ペットボトル	9	9	9	10	9
		資源紙	50	46	44	44	46
		資源布	7	7	7	7	7
		使用済小型家電	2	2	2	1	1
	年間排出量（t）		22,864	22,651	22,612	22,768	22,769
事業系ごみ（t）			5,112	5,234	5,216	5,245	5,159
ごみ排出量（t）			27,976	27,885	27,828	28,013	27,928
	1人1日当たり排出量(g)		754	753	751	758	754
資源集団回収量（t）			923	796	728	663	—
ごみ発生量（t）			28,899	28,681	28,556	28,676	27,928
	1人1日当たり発生量(g)		779	774	771	776	754
リサイクル量（t）			8,555	8,263	8,200	8,047	7,536
リサイクル率（%）			29.6	28.8	28.7	28.1	27.0
焼却処理量（t）			21,209	21,523	21,578	21,831	21,828
焼却処理率（%）			75.8	77.2	77.5	77.9	78.2
最終処分量（t）			796	747	717	704	698
最終処分率（%）			2.8	2.7	2.6	2.5	2.5

1-2 第4次計画の目標値の達成状況

平成28年3月に第4次計画を策定し、計画で掲げた目標値を達成するため施策を展開してきました。その結果、1人1日当たりの家庭ごみ排出量と最終処分率は、数値目標を達成することができました。

リサイクルに関しては、ペーパーレス化や店舗等による店頭回収などにより、資源物の排出量に変化が見られます。今後も、ライフスタイルの変化などに合わせた目標値を設定していく必要があります。

■ 第4次計画で掲げた目標値の達成状況

目標項目	目標値		令和元年度 (実績)	達成状況 (見込み)
	中間年次	目標年次		
1人1日当たり家庭ごみ排出量	618 g	608 g	615 g	◎
事業系ごみ排出量	5,140 t	5,139 t	5,159 t	○
リサイクル率	30%以上	30%以上	27%	○
最終処分率	5%以下	5%以下	2.5%	◎

※ 達成見込みの凡例：◎ 達成、○ おおむね達成、△ 未達成

【参考：数値目標の進捗状況】

区分	単位	推計値（第4次計画策定時）		数値目標 (目標年次)	実績 (令和元)
		中間年次	目標年次		
計画収集人口	人	100,285	98,683	-	101,138
家庭系ごみ	t/年	22,848	22,314	-	22,769
	g/人・日	624	620	608	615
事業系ごみ	t/年	5,191	5,245	5,139	5,159
ごみ排出量 (家庭系+事業系)	t/年	28,039	27,559	-	27,928
リサイクル量・率	t/年	8,021	7,903	-	7,536
	%	28.6	28.7	30%以上	27.0
焼却処理量・率	t/年	21,057	20,661	-	21,828
	%	75.1	75.0	-	78.2
最終処分量・率	t/年	789	784	-	698
	%	2.8	2.8	5%以下	2.5

※ 中間年次：令和2年度、目標年次：令和7年度

1-3 ごみ処理の課題

(1) 発生抑制・減量化

本市は、平成16年4月に分別区分の変更と併せて指定袋を導入したことにより、ごみの減量及び資源化に大きな成果を上げることができ、国の削減目標や第7次埼玉県廃棄物処理基本計画に定められた目標値も達成することができました。

しかしながら、近年はごみ量の減少が停滞傾向にあり、事業系ごみに関しても、ほぼ横ばいで推移しています。

今後更なるごみの減量を進めるためには、発生要因の異なる家庭系ごみ及び事業系ごみそれぞれに対して対策を講じるとともに、排出者（市民及び事業者）の理解と協力が重要になります。

- 発生者、排出者の意識改革
- ごみの総排出量の約80%を占める家庭系ごみの減量
- 燃やせるごみの約半数を占める厨芥類及びその水分の減量（食品ロス削減を含む。）
- 事業系ごみの減量に向けた取組の検討

(2) リサイクル

本市は、12種16分別の取組、各種法律に基づくリサイクルの推進並びに焼却灰のセメント原料化等によりリサイクル率の向上を図ってきました。そうした成果により、令和元年度の実績において、第4次計画の目標値である30%以上のリサイクル率をおおむね達成する状況となっていますが、燃やせるごみの中に含まれる紙類などはまだまだ資源化が可能であり、今後こうした分別排出の徹底がリサイクル率の更なる向上につながります。

一方、リサイクルに係る経費は多額であり、市の財政に大きな影響を与えることから、リサイクルに係る費用対効果を検証しながら、効率的なリサイクルシステムの構築を図る必要があります。

- 分別排出の徹底（ごみに含まれる不適物の混入排除）
- リサイクルに係る費用対効果を考慮した処理方法の見直し
- バイオマス発電等新しい再生可能エネルギーの活用

(3) 収集・運搬

現在、市内2,424か所（令和元年度）の集積所から全面委託（平成29年度から）により収集を行っています。

ふれあい収集利用者数の増加など、社会情勢の変化に応じて、収集・運搬の見直しを図る必要があります。

- 効率的な収集・運搬システムの構築
- ふれあい収集の利用者拡大による受付及び収集体制等の整備
- 粗大ごみの有料戸別収集の増加による収集体制の見直し
- 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の見直し
- プラスチック製品の分別方法の見直し

(4) 中間処理

① 焼却処理

西清掃センターの焼却施設は、平成6年7月の竣工から20年が経過し、全体的な設備の損傷と経年劣化による老朽化が進行していたことから、焼却施設基幹的設備改良工事を実施しました。これにより、工事完了後おおむね15年間の焼却施設の延命を図りました。

東清掃センターの焼却施設については、平成18年度から休止しており、現設備のまま再稼働することはできません。また、泉町地内にある清掃センターについては、令和2年3月から施設の解体撤去工事を行い、令和3年3月に撤去が完了しました。

いずれの施設も、安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点を踏まえ、ごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方を検討する必要があります。

② 破碎・ストックヤード

東清掃センターの粗大ごみ処理施設では、燃やさないごみ及び粗大ごみを破碎・選別し、有価物の回収等を行っていますが、竣工から30年以上が経過し、全体的な設備や建物の損傷と経年劣化による老朽化が進んでいるため、必要に応じて設備の修繕を実施しています。今後は、焼却施設と同様に、ごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方を検討する必要があります。

(5) 最終処分

焼却灰のセメント原料化などにより最終処分量が減少していることに伴い、最終処分場であるサツキクリーンセンターへの埋立量が大幅に減少しています。

平成20年度には、埋立量の減少などからサツキクリーンセンターの埋立処分終了期間を令和14年5月まで延長する手続きを行いましたが、ごみ減量の取組及びリサイクル技術の向上等により、今後更に最終処分量が減少することが見込まれますので、中間処理施設と同様にごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方を検討する必要があります。



〔坂戸市環境展での啓発活動〕

第2章 基本理念・基本方針

2-1 基本理念

坂戸市では、第3次坂戸市一般廃棄物処理基本計画において、「一人ひとりが考え行動する循環型社会をめざして」を基本理念とし、「循環型社会をつくるための意識づくり」、「ごみの発生や排出が抑制されリサイクルを推進するまちづくり」、「安全かつ適正に処理できるシステムづくり」の3つの基本方針のもと、リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再使用する）、リサイクル（再資源化する）を総称する4Rの推進及び安全で適正な廃棄物処理を推進してきました。

今後においても、限りある資源やエネルギーを抑制しながら、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指すためには、発生抑制及び減量化を前提とした取組を進めることが肝要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責任を明確にし“みんな”で連携して取り組んでいくことが重要になります。

また、人口減少社会を迎え社会全体が縮小傾向に向かう中、地方自治体にとってもごみ処理に係る経費の削減が大きな課題となっており、適正かつ効率的なごみ処理施策を近隣自治体及び関係機関を含めた連携のもと推進する必要があります。

さらに、本計画の推進により、プラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の環境問題の解決に向け、国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していく必要があります。

こうしたことから、第4次計画における基本理念を次のとおり定めています。

【基本理念】

「みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成」

2-2 基本方針

■ 基本方針1 市民・事業者との連携による取組の推進

市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、連携による取組を進めます。

■ 基本方針2 普及・啓発活動の充実

分かりやすい情報の提供を目指し、情報の共有化を図りながら4Rの推進を図ります。

■ 基本方針3 減量化及び効率的なリサイクルの推進

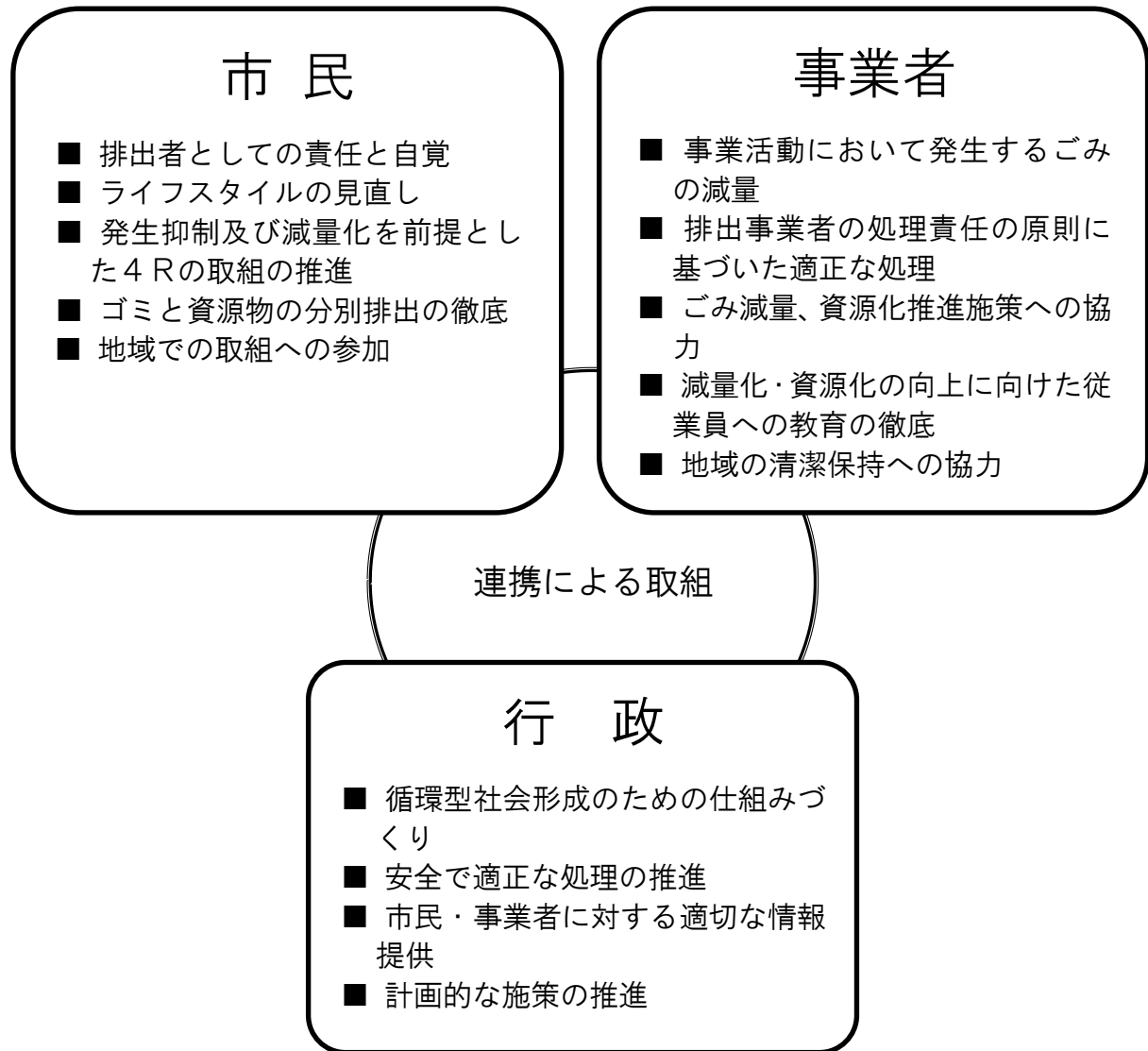
可能な限りごみの発生抑制及び減量化を推進するとともに、適正な分別に基づく資源化を図りながら、効率的なリサイクルを行うための仕組みを検討します。

■ 基本方針4 安全で適正な処理システムの構築

環境負荷の少ない安全・安心な処理を進めるとともに、ごみ処理の広域化も視野に入れた適正な処理システムの構築を検討します。

2-3 市民・事業者・行政の役割

今後更なるごみの減量化・資源化を図るためには、排出者である市民や事業者の理解と協力が不可欠になります。ここに市民・事業者・行政の役割と連携の体系を示します。



【参考：4 Rとは】

R e f u s e（リフューズ・断る）、R e d u c e（リデュース・減らす）、R e u s e（リユース・再利用する）、R e c y c l e（リサイクル・再資源化する）の頭文字を取った造語で、循環型社会を形成するための合言葉として使われています。

～ 主な行動～

リフューズ…レジ袋を断る、マイバッグを持参する、過剰な包装は断る。

リデュース…最後まで大切に使う、食べ残しをしない、レンタル商品の利用

リユース…おさがりの利用、フリーマーケットの利用、リサイクルショップの利用

リサイクル…空き缶を溶かして再原料化、古紙を回収して再生紙を作る。

第3章 減量化・資源化目標

3-1 目標設定の基本的な考え方

(1) 将来予測（推計値）の算出方法

ごみ排出量等の将来予測（推計値）の算定は「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づきトレンド法※23により行います。

なお、トレンド法に用いられる推計式には様々な種類がありますが、引き続き、長期の予測でも実績値との乖離が少なく、比較的採用しやすい式である対数式を用います。

(2) 目標値の項目

本市では「1人1日当たりのごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分率」の4項目の目標値を設定しています。

その中で「1人1日当たりのごみ排出量」については、資源物を含んだ排出量について設定しています。国や県の達成目標は、資源物を含まない数値となっていますが、本計画においては、第4次計画から引き続き資源物を含んだ排出量について目標値を設定します。

■ 本計画での目標値の項目

目標値の項目	内 容
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量の年間総量を人口及び年間日数で除した値 【計算式】 家庭系ごみ総排出量（1年）÷坂戸市の人口（各年10月1日現在）÷365日
事業系ごみ排出量	事業系ごみの排出量の年間総量
リサイクル率	ごみ排出量に占める資源物の割合 【計算式】 （中間処理施設に搬入された資源物＋中間処理において得られた資源物）÷ごみ排出量の総量
最終処分率	ごみ排出量に占める最終処分量の割合 【計算式】 最終処分量÷ごみ排出量

※23 過去の動態、いわゆるトレンド（傾向）が将来も同じように推移するという考え方による推計方法であり、数学的手法（時系列データを最小二乗法により解析）を用いて将来予測する方法です。

3-2 ごみ発生量の予測

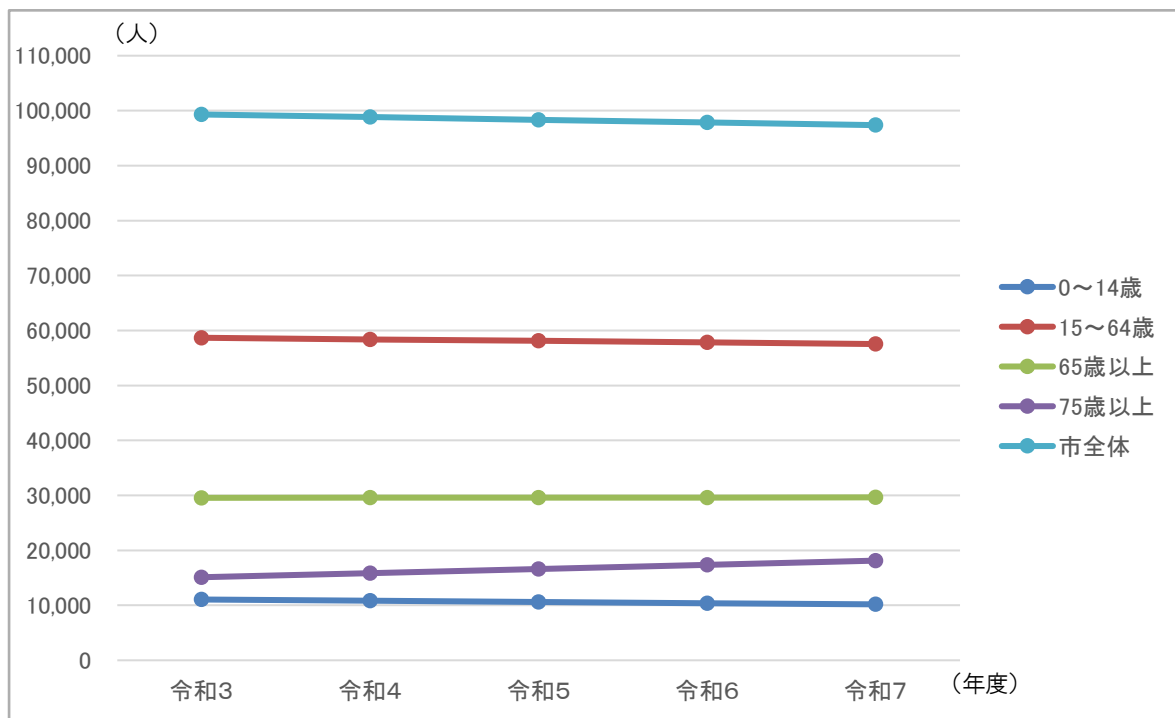
(1) 計画収集人口の予測

計画収集人口については、坂戸市人口ビジョンの予測値を採用します。

(単位：人)

区分 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
0～14 歳	11,063	10,842	10,622	10,401	10,181
15～64 歳	58,682	58,396	58,110	57,824	57,538
65 歳以上	29,558	29,580	29,601	29,623	29,644
(うち 75 歳以上)	(15,114)	(15,869)	(16,623)	(17,378)	(18,133)
合 計	99,303	98,818	98,333	97,848	97,363

■ 人口予測値のグラフ



(2) ごみ発生量の予測

本市の過去5年間のごみ発生量の推移を基に予測値を算出しました。

区分		年度	実績	令和7年度（推計値）	
			令和元年度	第4次当初	本計画
計画収集人口（人）			101,138	98,683	97,363
家庭系ごみ	1人1日当たり排出量（g/人・日）		615	620	613
	ごみ	燃やせるごみ	414	402	418
		燃やさないごみ	42	42	41
		粗大ごみ	33	35	33
		蛍光灯類	1	1	1
	資源物	資源プラスチック	39	38	39
		資源カン・ビン	23	29	23
		資源ペットボトル	9	9	9
		資源紙	46	55	41
		資源布	7	7	7
		使用済小型家電	1	1	1
	年間排出量（t）		22,769	22,314	21,800
事業系ごみ（t）			5,159	5,245	5,256
ごみ排出量（t）			27,928	27,559	27,056
リサイクル量（t）			7,536	7,903	7,232
リサイクル率（％）			27.0	28.7	26.7
焼却処理量（t）			21,828	20,661	21,003
焼却処理率（％）			78.2	75.0	77.6
最終処分量（t）			698	784	694
最終処分率（％）			2.5	2.8	2.6

【参考】

「リサイクル量」以下の項目については、発生後の処理に係る量及び率であり、推計で求められた各年度の「ごみ発生量」を基とし、現在（直近である令和元年度）の処理形態が継続されるものとして、処理率の按分により算出しました。

3-3 数値目標

(1) 国の達成目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とするとしています。

項 目	目 標
ごみ排出量	平成24年度に対し、令和2年度において約12%削減
再生利用率 (リサイクル率)	平成24年度の21%に対し、令和2年度において約27%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、令和2年度において約14%削減
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	令和2年度において500gとする。(資源物は含まない。)

(2) 埼玉県での達成目標

埼玉県では、平成28年3月に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されており、この計画は、循環型社会づくりに関する埼玉県の基本的な計画で、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する具体的な目標や方策などについても定めています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量の目標が定められています。

項 目	目 標
ごみ排出量	県民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物は含まない。)平成25年度実績541g/人・日に対し、令和2年度において503g/人・日(7%減)
最終処分量	平成25年度実績49g/人・日に対し、令和2年度において44g/人・日(10%削減)

〔あじさいの会による環境紙芝居〕



(3) 本市の達成目標**① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量**

本市における家庭系ごみについては、排出者の協力のもと減量化が進んでおり、近年は安定した数量となっていますが、更なる減量化を進めるため、目標年次の推計値より2%削減することを目標とし、次のとおり目標値を定めます。

年 度	推計値	目 標 値
令和 元（実績）	615 g	
令和 7（目標年次）	613 g	601 g （参考 資源物を除いた場合 483 g）
〔第4次計画（当初）の目標値		608 g〕

② 事業系ごみ排出量

事業系ごみについては、推計値において上昇することが見込まれますが、排出者責任に基づく適正な処理及び減量化・資源化を促すこととし、目標年次の推計値より2%削減することを目標とし、次のとおり目標値を定めます。

年 度	推計値	目 標 値
令和 元（実績）	5,159 t	
令和 7（目標年次）	5,256 t	5,151 t （参考 資源物を除いた場合 5,039 t）
〔第4次計画（当初）の目標値		5,139 t〕

③ リサイクル率

リサイクル率については、推計では減少傾向となっています。今後も分別の徹底を周知することとし、目標値は推計値より、約1%上回ることを目標に、28%とします。

年 度	推計値	目 標 値
令和 元（実績）	27.0%	
令和 7（目標年次）	26.7%	28%以上
〔第4次計画（当初）の目標値		30%以上〕

④ 最終処分率

最終処分場であるサツキクリーンセンターへの埋立処理（最終処分）については、様々な分野でリサイクルが進んでいることから、最終処分率が極めて少ない状況となっています。今後も安定した最終処分場の管理・運営を図るため、次のとおり目標値を定めます。

年 度	推計値	目 標 値
令和 元（実績）	2.5%	
令和 7（目標年次）	2.6%	3%以下
〔第4次計画（当初）の目標値		5%以下〕

第4章 施策の体系等

4-1 施策の体系

基本理念に基づいた各基本方針及び重点項目の体系を以下に示します。

基本理念： みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成

基本方針1：市民・事業者との連携による取組の推進

《重点的に取り組む項目》

- ① 市民参加の推進
- ② 不法投棄及び資源持ち去り対策
- ③ 適正処理困難物の処理
- ④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組

基本方針2：普及・啓発活動の充実

《重点的に取り組む項目》

- ① 情報発信の強化による意識啓発の推進
- ② 環境教育の推進
- ③ リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催
- ④ イベントやキャンペーンでの啓発の充実
- ⑤ 事業者への啓発

基本方針3：減量化及び効率的なリサイクルの推進

《重点的に取り組む項目》

- ① 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進
- ② 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進
- ③ 市民による減量化及び資源化の取組への支援
- ④ 費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討

基本方針4：安全で適正な処理システムの構築

《重点的に取り組む項目》

- ① 収集・運搬システムの見直し
- ② 安全で適正な施設管理
- ③ 広域処理の検討

4-2 重点的に取り組む項目

(1) 基本方針1 市民・事業者との連携による取組の推進

① 市民参加の推進

市民、事業者の代表により構成される廃棄物減量等推進審議会に対して、ごみ処理に係る情報及び課題等を提示し、審議における意見及び提言をごみ処理行政に反映させます。

② 不法投棄及び資源持ち去り対策

不法投棄や集積所に排出された資源紙などの資源の持ち去りについて、市民や事業者からの情報提供などの連携を強化し、対応します。

③ 適正処理困難物の処理

市が処理することのできない適正処理困難物について、処理可能な事業者との連携を図りながら対応します。

④ 地域団体及び事業者との連携による4Rの取組

区・自治会やNPO等の地域団体が主催する4Rの取組に対して、必要な支援を行います。また、エコショップ認定制度の登録店と連携し、4Rの取組を進めます。

(2) 基本方針2 普及・啓発活動の充実

① 情報発信の強化による意識啓発の推進

広報紙、ホームページ等を通じて、ごみの現状に関する情報発信を図るとともに、ごみの発生抑制及び減量化、並びに環境に配慮したライフスタイルに関する啓発を行います。

また、収集日のお知らせ、分別区分の検索、適正処理困難物の処理業者の紹介などが円滑に行えるシステムの構築を検討します。

② 環境教育の推進

次の世代を担う子供たちを対象に環境教育プログラムを実施するとともに、職員出前講座を通じて様々な世代に対する環境教育を実施します。

③ リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催

「環境学館いずみ」において、廃食油を使った石けん作りなどのリサイクル講座を開催するとともに、市民や事業者に対する懇談会を実施し、ごみ分別・減量・リサイクルに関する相互理解を深めます。

④ イベントやキャンペーンでの啓発の充実

環境展などの各種イベントにおいて、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行います。

⑤ 事業者への啓発

事業系ごみは、市の一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じて搬入されるごみ及び事業者が直接処理施設へ搬入するごみがありますが、家庭系ごみ同様にごみの減量・資源化の啓発に努めるとともに、家庭系ごみの排出方法に準じて分別されたごみ及び資源物についてのみ受け入れを行うことの周知・徹底を図ります。

また、市で処理することができない適正処理困難物の搬入に対する指導と啓発に努めます。

(3) 基本方針3 減量化及び効率的なリサイクルの推進**① 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進**

ごみ総排出量の約80%を占めるとされている家庭系ごみの減量を進めるため、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（略称 食品ロス削減推進法）」を踏まえた食品ロスの削減を推進するとともに、生ごみ類の水切りや、マイバッグ・マイボトルの活用を推奨します。

② 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進

ごみの減量、分別の徹底及び適正な排出を指導するとともに、ごみの搬入検査を実施し、不適切な排出が見受けられる場合は、一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じた指導を行います。なお、排出者が特定できる場合は直接指導を行うこととします。また、多量排出事業者には、減量計画書の提出を求めるなど指導します。

③ 市民による減量化及び資源化の取組への支援

生ごみ処理器等の購入に係る補助及びせん定枝チップ機の貸出しなどを引き続き実施し、市民によるごみ減量及び資源化の取組を支援します。

④ 費用対効果及び環境負荷を勘案した処理システムの検討

限りある資源の有効活用を図るため引き続きリサイクルの推進を図りますが、リサイクルに係る経費及び効果を検証しながら今後のリサイクルの在り方を検討します。

(4) 基本方針4 安全で適正な処理システムの構築**① 収集・運搬システムの見直し**

家庭系ごみの収集・運搬にかかる経費削減・効率化等の観点から、平成29年度から収集運搬業務の全面委託化を実施しています。また、高齢化や市民の生活形態等の変化に対応するため、ふれあい収集の強化及び分別・排出方法等について検討します。

なお、ごみの有料化及び処理手数料の見直しについては、処理にかかるコスト等を勘案しながら検討します。

② 安全で適正な施設管理

廃棄物の処理を滞りなく安全で適正に行うため、ごみ処理施設の維持管理を適正に行うとともに、緊急の修繕や工事など、施設が稼働できない場合は近隣市町及び一部事務組合との連携を図りながらごみを処理します。

③ 広域処理の検討

安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点から、ごみ処理の広域化について検討を進めます。

4-3 市民及び事業者の取組

ごみ発生の原因者である市民及び事業者が重点的に取り組むべき項目を以下に示します。

■ 市民の取組

- ・ ライフスタイルの見直し
- ・ 排出者としての責任と自覚
- ・ マイバッグの活用
- ・ 不要な包装の辞退
- ・ 詰め替えや繰り返し使用できる製品の購入
- ・ 地域での取組への参加
- ・ 食品ロスや生ごみの減量
- ・ ごみと資源物の分別による適正排出
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用
- ・ 地域団体等による資源物の集団回収事業への協力
- ・ せん定枝の資源化
- ・ 集積所の適切な管理
- ・ ごみの排出における感染症対策の実施

■ 事業者の取組

- ・ 廃棄物処理法及び各種リサイクル法の遵守
- ・ ごみ(産業廃棄物・一般廃棄物)と資源物の適正排出
- ・ 再生可能な容器を使った商品の販売
- ・ 排出品目に応じた適正な収集運搬業者の選択
- ・ レジ袋削減
- ・ 店頭回収の実施
- ・ 簡易包装の実施
- ・ 食品ロス削減のための取組（水切りを含む。）
- ・ ごみの排出における感染症対策の実施

〔環境学館いずみでの古本市〕



第5章 収集・運搬・処理計画

5-1 収集・運搬計画

家庭系ごみの収集・運搬については、全面委託により実施しています。

また、市民の利便性向上のため集積所等での収集・運搬品目及びスケジュールの見直しを行います。

なお、事業系ごみについては、法令に基づく廃棄物の区分に応じて適正な収集・運搬を行わなければなりません。

■ 収集・運搬体制

区 分		平成 29 年度から	今後の方針
ご み	燃 や せ る ご み	委 託	委 託
	燃 や さ な い ご み	委 託	
	粗 大 ご み	直 営	
	廃乾電池・ライター	委 託	
	蛍 光 管 類	委 託	
資 源 物	資 源 プ ラ ス チ ッ ク	委 託	
	資 源 カ ン ・ ビ ン	委 託	
	資 源 ペ ッ ト ボ ト ル	委 託	
	資 源 紙	委 託	
	資 源 布	委 託	

※ 使用済小型家電については、回収ボックスの設置数（令和2年度現在8か所）及び回収量が少ないことから直営による収集を行っています。

■ 主な施策

施 策	内 容
効率的な収集・運搬体制の構築	効率的な家庭系ごみの収集・運搬ができるよう収集・運搬体制について検討します。
高齢者・障害者への生活支援	福祉部門と連携し、ごみを出すことが困難な世帯を対象としているふれあい収集事業を継続支援します。
集積所の管理	集積所の設置については、収集の安全性と効率性を考慮することとします。 集積所の維持管理は利用者に責任があることから、利用者が自主的に維持管理するよう啓発指導するとともに、必要により助言・支援を行います。

5-2 中間処理計画

本市の中間処理施設は、いずれの施設も稼働から年数が経過しており、施設の全体的な設備の損傷及び経年劣化に伴う老朽化が進行しています。ごみ処理施設が停止することは市民の生活に大きな影響を与えることから、定期的な点検及び修繕等を実施し、安全かつ適正な運転に努めます。

一方、ごみ処理施設を維持するには限界があり、安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理経費の削減、効率的な熱回収を図ることなどの観点から、今後はごみ処理の広域化も視野に入れた検討を進めます。

(1) 焼却処理

西清掃センター焼却施設は、基幹的設備改良工事により、工事完了後おおむね 15 年間の焼却施設の延命を図りました。今後も安全で適正な運転管理に努めるとともに、効率的な施設の運転・運用を図ります。

■ 主な施策

施 策	内 容
安全・適正な運転管理の維持	適正処理が確実にできるよう、定期的な点検及び整備を行い、安全・適正な運転管理に努めます。
焼却残渣の有効利用	焼却残渣は、セメント原料として引き続き有効利用を図ります。
効率的な熱回収	ごみを焼却する際に発生する熱は、引き続き施設内や隣接施設で有効利用を図ります。
消費電力の削減	小型蒸気発電機により発電した電気を施設で活用し、消費電力の削減を図ります。

(2) 破碎処理

粗大ごみ及び燃やさないごみについては、東清掃センター粗大ごみ処理施設において破碎・選別し、資源物（資源化）・可燃残渣（焼却）・不燃残渣（埋立）として適正に処理します。

■ 主な施策

施 策	内 容
安全・適正な運転管理の維持	適正処理が確実にできるよう、定期的な点検及び整備を行い、安全・適正な運転管理に努めます。
資源の有効活用	破碎により得られた鉄・アルミなどを引き続き資源として有効活用します。

(3) 一時保管処理

東清掃センター内のストックヤードにおいて、資源プラスチック、資源カン、資源ビン、資源ペットボトル、資源紙、資源布及び蛍光管類を収集後一時保管し、その後業者委託により選別を行い資源化及び再生利用を推進します。

また、粗大ごみ及び燃やさないごみとして搬入されたものの中で、有価で取引できるものについては、売却処分を行います。

■ 中間処理体制

区 分		中間処理	再生利用
ごみ	燃やせるごみ	直営※24	委託
	燃やさないごみ	直営※24	委託
	粗大ごみ	直営※24	委託
	廃乾電池	委託	委託
	蛍光管類	委託	委託
資源物	資源プラスチック	委託	委託
	資源カン・ビン	委託	委託
	資源ペットボトル	委託	委託
	資源紙	委託	委託
	資源布	委託	委託

5-3 最終処分計画

サツキクリーンセンターについては、焼却灰などをセメント原料にリサイクルするなどの取組により埋立量が減少し、現在埋立期間を延長して対応していますが、埋立終了期限である令和14年5月までに埋立を完了することは難しい状況です。

今後は、埋立に関する諸計画の見直しを検討するとともに、サツキクリーンセンターについては、他の処理施設同様にごみ処理の広域化も視野に入れた施設の有効活用方策の検討を進めます。

■ 主な施策

施策	内容
最終処分場の適正な維持管理の継続	適正な埋立処分及び浸出水処理を行うため、定期的な点検及び整備を行い、安全かつ適正な維持管理に努めます。
最終処分量の削減	ごみを適正に処理し、最終処分量の削減を図ります。

※24 市施設を活用し、管理運営は委託しています。